主な証明書の問い合わせ先

確定申告に必要な書類を紛失してしまった場合や、探しても見つからない場合は、各問い合わせ先にご確認ください。

確定申告指導会場で資料が足りない場合、再来場をお願いする場合もございます。裏面のチェックリストで事前準備する内容をご確認ください。

源泉徴収票等	給与所得の源泉徴収票（届く時期:1月頃）	勤務先
	公的年金等の源泉徴収票（届く時期:1月中旬～下旬）	小田原年金事務所 ☎0465-22-1391
	個人年金の支払年金額等のお知らせ（届く時期:1月中旬～下旬）	加入先の保険会社
	特定口座年間取引報告書（届く時期:1月中旬～下旬）	開設先の証券会社等
控除証明書等	生命保険料・地震（損害）保険料（届く時期:前年10月頃）	加入先の保険会社
	住宅借入金の年末残高証明書（届く時期:前年10月頃）	借入先の金融機関
	国民年金保険料（届く時期:前年11月頃）	小田原年金事務所 ☎0465-22-1391
	小規模企業共済掛金（届く時期:前年12月上旬）	中小機構 コールセンター ☎050-5541-7171
	国民健康保険料（税）（届く時期:1月下旬）	お住まいの市町村

※保険料等の支払時期・方法や、年金等の受取時期・方法によって、証明書等の送付時期が異なることがあります。詳しくは各問合せ先にお尋ねください。　※控除証明書・源泉徴収票等を整理する際は、年分違いにご注意ください。

医療費控除には『医療費控除の明細書』の添付が必要です

医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません
ただし、医療費の領収書は5年間の保存が必要です。

⚠ 確定申告指導会場で『医療費控除の明細書』の記入はできません。ご自宅でご記入の上、同会場にご持参ください。

医療費控除の明細書の記載例

一定の条件を満たした「医療費のお知らせ」がある場合、記入を簡略化できます。（「医療費控除のお知らせ」は医療費控除の明細書と共に税務署に提出します。）

医療費控除のお知らせを元に記入

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	㋐ 円	㋑ 円

「医療費のお知らせ」に記載がない医療費を、「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記入（「医療費のお知らせ」を使わずに、すべての医療費をこちらに記入することも可能）

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
青色太郎	□□病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円
〃	JR、○○バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ☑その他の医療費	1,560円
〃	△△薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	700円
青色花子	××診療所	☑診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	4,400円

※「医療費のお知らせ」が届く時期については、勤務先またはお住まいの市町村にご確認ください。
※会員の方には、前月号に「医療費控除の明細書」を同封しています。記載例を参考にご自身で明細書を作成しても差し支えありません。

申告手続きなどには マイナンバーの記載 ＋ 番号確認書類と身元確認書類の添付 が必要です。

下図を参考に添付書類をご用意の上、確定申告指導会場にご持参ください。

本人のマイナンバー確認　個人番号カード裏面

＋

本人の身元確認　個人番号カード表面

個人番号カードをお持ちでない場合

通知カード or マイナンバーが記載された住民票

＋

運転免許証等 or 「確定申告のお知らせ」ハガキ

※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

事前にコピーしてお持ちください

※確定申告指導会場でのコピー機の利用は有料となります。
※会員の方は、本紙同封の「マイナンバー添付書類台紙」をご利用ください。
※ご自身の電子証明書でe-Taxをする際にはマイナンバーカード本体が必要です。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ
マイナンバー総合フリーダイヤル　0120-95-0178
平日／9:30～20:00　土日祝／9:30～17:30

TOPICS ❷ ＼ご存じですか？／ 年金受給者の確定申告不要制度

フローチャートでチェック！

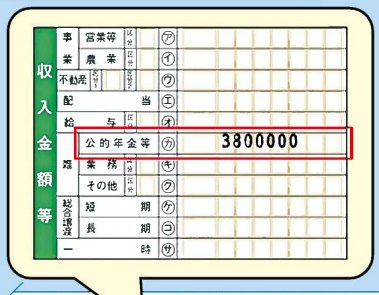

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- はい → 公的年金等以外の所得金額（給与・個人年金など）が20万円以下
  - はい → 所得税が源泉徴収されている
    - いいえ → 各種控除（障害・扶養など）の変更・追加がある
      - はい → 「所得税の確定申告」は不要「住民税の申告」が必要
      - いいえ → 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある
        - はい → 「所得税の確定申告」は不要「住民税の申告」が必要
        - いいえ → 「所得税の確定申告」「住民税の申告」どちらも不要
    - はい → 所得税の還付がある（納税になる場合は「いいえ」へ）
      - いいえ → 各種控除（障害・扶養など）の変更・追加がある
      - はい（所得税の還付を受けるには…） → 「所得税の確定申告」が必要 ※所得税の確定申告書を提出した場合、「住民税の申告」は不要
  - いいえ → 「所得税の確定申告」が必要
- いいえ → 「所得税の確定申告」が必要

※外国において支払われる公的年金等は源泉徴収の対象とならないため、この支給を受けている方は所得税の確定申告が必要です

詳しい情報は税務署にお問い合わせください　小田原税務署　TEL 0465-35-4511㈹

TOPICS ❸ e-Taxをされる方はマイナンバーカード等のパスワードをお忘れなく

◆ご自身のマイナンバーカードでe-Taxをする際には、カード本体に加え、カード取得時に設定したパスワード（基本的に2種類）が必要です。

1.署名用パスワード
英数字6文字以上16文字以下、かつ、数字とアルファベットが混在しているもの

2.利用者証明用・入力補助用パスワード数字4桁
※控え用紙の様式は市区町村によって異なります。

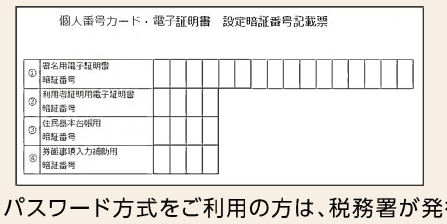

◆ID・パスワード方式をご利用の方は、税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」（パスワードまで記載されたもの）をご持参ください。
※ID・パスワードの新規発行は令和7年10月より停止されました。

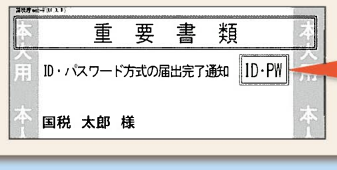

e-Taxによる青色申告特別控除65万円の適用を希望される方へ

◆複式簿記での記帳に加え、決算書まで含めてe-Taxをすることによる65万円控除の適用を希望される方は、マイナンバーカード本体と左記の暗証番号等に加え、次のデータ等をご用意ください。

❶国税庁HPで作成した決算書データ

小田原青色申告会3階「確定申告指導会場」にてe-Taxによる青色申告特別控除65万の適用を希望される方は… ▶ 原則、事前に決算書データのお預かりが必要です

決算確認指導会ご参加後、入力サポート会場にて決算書データを作成してお預けください。

なお、ご自身で決算書データが完成できる（事前の内容確認は不要な）方は『決算書データ送信フォーム』から事前の送信をお願い致します。なお、USBメモリによる当日のお預かりはできません。

小田原青色　決算書送信フォーム

❷上記データの決算書を印刷したもの（控用のみ）

❸データ入力の基となった決算書

※減価償却費の計算欄・不動産所得の収入の内訳欄のコピーを添付資料として税務署に提出するために必要です。

会員限定 無料相談

☎0465 24-2612 要予約

弁護士の 法律 相談会　10～12時
1月16日㈮
2月 3日㈫
2月20日㈮
3月 3日㈫
3月27日㈮

弁護士の 相続 相談会　10～12時
1月21日㈬
2月18日㈬
3月18日㈬

社労士の 年金・社会保険 相談会　10～12時
1月13日㈫
2月10日㈫
3月10日㈫

不動産コンサルタントの 不動産 相談会　10～12時
1月22日㈭
2月26日㈭
3月26日㈭

経営コンサルタントの 経営 相談会　日時応談
☎24-2614までご予約下さい

会場　小田原青色申告会相談室

ご注意　同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。